

日経平均株価 算出要領 (2026 年 10 月 1 日適用予定)

株式会社 日本経済新聞社

- ・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経平均株価」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2026 年 7 月 9 日作成)

1：指数の概要

（１）特徴

日本を代表する株価指数として世界中で利用されている。東京証券取引所プライム市場に上場する 225 銘柄を選定し、その株価を使って算出する価格平均指数である。

日経平均を構成する 225 銘柄は、市場流動性やセクターバランスをもとに、定期的に見直される。長期間にわたる継続性の維持と産業構造変化の的確な反映という 2 つの側面を満たしながら、市場流動性の高い銘柄で構成する株価指数を目指している。

算出開始は 1950 年 9 月 7 日。値は戦後、東京証券取引所が再開した 1949 年 5 月 16 日まで遡及計算している。当初は東京証券取引所が算出していたが、1970 年以降は日本経済新聞社が算出している。

（２）名称

（日本語）

正式名称： 日経平均株価

略 称： 日経平均、日経 225

（英 語）

正式名称： Nikkei Stock Average

略 称： Nikkei Average , Nikkei225

2：銘柄の管理

日経平均の構成銘柄は、原則として以下の要領で適宜入れ替える。構成銘柄の入れ替えには、年 2 回、定期的実施される「定期見直し」によるものと、上場廃止など構成銘柄に欠員が生じる場合に銘柄を補充する「臨時入れ替え」がある。

本項の記述は概要であり、詳細な取り扱いは、最新の「日経平均株価 構成銘柄選定基準」（本資料後掲）の規定が優先される。

（１）構成銘柄の要件

東京証券取引所プライム市場に上場する銘柄（親株式、内国株）。ただし、ETF、REIT、優先出資証券、子会社連動配当株式などの普通株式以外を除く。

（２）定期見直し

毎年 4 月の第 1 営業日（基準日は 1 月末）と 10 月の第 1 営業日（基準日は 7 月末）に構成銘柄の定期見直しを実施する。見直しによる銘柄入れ替えは、実施に先立って、一定の事前告知期間をもって公表する。定期見直しは、構成銘柄の市場代表性を維持するために実施す

る。産業構造の変化を織り込むために「セクター間の銘柄数バランス」を加味しながら、「市場流動性」の高い銘柄を採用し、低い銘柄を除外する方法を採用している。

（見直し手順）

① 市場流動性の計測

市場流動性は「売買代金」と「売買代金当たりの価格変動率」で計測する。計測期間は5年とし、売買代金当たりの価格変動率は（高値÷安値）／ 売買代金 で算出する。

② 高流動性銘柄の採用と低流動性銘柄の除外

東証プライム市場上場銘柄のうち、上記①で計測した市場流動性の上位450銘柄を「高流動性銘柄群」とし、定期見直しで高流動性銘柄群に含まれなくなった構成銘柄があれば除外する一方、高流動性銘柄群のうち上位75銘柄に含まれる未採用銘柄を採用する。

③ セクターバランスによる採用・除外

日経業種分類の36業種を、「技術」「情報通信」「金融」「消費」「素材」「資本財・その他」「運輸・公共」の7つのセクターに集約し、このセクター間で「高流動性銘柄群」に属する構成銘柄数がバランスするように除外・採用を行う。この際に、上記②による採用、除外銘柄数に配慮しながら、構成銘柄数が225銘柄となるように入れ替え銘柄数を調整する。セクターバランスによる採用・除外の基本的な考え方は以下のとおり。

- i) 450銘柄のうち各セクターに属する銘柄数の2分の1を、そのセクターの妥当銘柄数とする。
- ii) 妥当銘柄数と実際の採用銘柄数を比較して、採用銘柄数が妥当数より多いセクター（過剰セクター）からは除外、少ないセクター（不足セクター）には追加採用する。この除外、採用銘柄の選定は市場流動性の順に行う。

④ 同一セクター内での採用・除外

同一セクター内で市場流動性に基づき銘柄の採用・除外を行う。基本的な考え方は以下のとおり。

- i) 7つのセクターごとに、既採用銘柄のうち市場流動性順位が最も低い銘柄と、未採用銘柄のうち市場流動性順位が最も高い銘柄との順位差を算出する。
- ii) 順位差が最大となったセクターにおいて、既採用銘柄のうち市場流動性順位が最も低い銘柄を除外し、同セクターの未採用銘柄のうち市場流動性順位が最も高い銘柄を採用する。

⑤ 最終決定

上記過程により選定された採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、日本経済新聞社が最終的に判断・決定し、発表する。

（3）臨時入れ替え

① 対象事由

次の事由に該当するものは、構成銘柄から除外する。

- ・整理銘柄または特設注意市場銘柄への指定
- ・被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- ・プライム市場以外の市場への異動

なお、監理銘柄に指定された銘柄については指定時点では原則として除外対象とはしない。ただし、将来の上場廃止の可能性がきわめて高いと認められる場合など、当該銘柄の採用を維持する事が著しく不適当と認められるに至った場合には、後日、事前に発表したうえで除外することがある。

② 補充銘柄の選定（原則）

上記①により構成銘柄から除外される銘柄が発生した場合、「高流動性銘柄群」に含まれる銘柄の中から、当該除外銘柄と同一セクターに属する銘柄のうち、市場流動性順位が高い未採用の銘柄を補充することを原則とする。

③ 補充銘柄の選定（方法特例）

上記②にかかわらず、銘柄除外が予定される状況や時期により、以下の方法をとることがある。

- 定期見直しに近接する時期に、当該事由が発生することが予定されている場合には、その都度、上記②による補充銘柄の選定を実施せず、定期見直し基準による入れ替え手続きの中に包含して補充銘柄を選定する。
- 定期見直し以外の時期に、複数の当該事由が近接した一定期間内に発生することが予定されている場合には、定期見直しに準じ、市場流動性やセクター間の採用銘柄数のバランスに配慮して補充銘柄を選定する。

④ 補充銘柄の選定（銘柄特例）

上記②にかかわらず、企業再編に伴う銘柄除外については以下のケースを例に、実態に即した銘柄採用を実施する。この特例的な採用可否の決定は、事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態等を勘案した上で行う。

- 次の事由に該当した場合、上場廃止銘柄の事業実態が継承される会社（現在未採用の東証プライム市場上場銘柄に限るが、短期間のうちに東証プライム市場に新規上場が予定される場合を含む）を除外銘柄に代えて採用することを原則とする。
 - ・被合併により上場廃止した場合の、合併存続会社
 - ・株式移転または株式交換により上場廃止した場合の、株式移転により設立される完全親会社または株式交換後の完全親会社
- 事業分割等により会社分割が行われ、分割後の複数の会社がプライム市場上場を継続する場合は、主たる事業の継承会社を原則として継続採用する。

⑤ 入れ替えの実施時期

除外事由ごとに以下のとおり入れ替えを実施することを原則とする。いずれの場合も実施日はその都度発表する。

- ・「整理銘柄または特設注意市場銘柄への指定」の場合は、指定日から「5営業日後」
- ・「被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止」および「プライム市場以外の市場への異動」の場合は、除外事由の発生日。ただし、企業再編に伴い上場廃止となる銘

柄に代えて事業実態を継承する新規上場会社を採用する場合は、原則として採用する銘柄の上場日に入れ替える。

- ・ 監理銘柄に指定され、後日、採用を継続する事が著しく不適当と認められるに至った銘柄を除外する場合は、原則として2週間程度前に発表したうえで入れ替えを実施する。なお、当該銘柄がその後に整理銘柄指定された場合も、事前に発表した入れ替え日は変更しない。

(4) 留意事項

① 定期入れ替えについて

- i) 定期見直しの実施日は、原則として4月第1営業日および10月第1営業日とするが、これに近い時期に構成銘柄に係る企業再編が行われ、その上場廃止や事業継承会社の新規上場に伴う入れ替えが当該時期に発生する場合は、当該入れ替えに合わせた日程で実施することがある。
- ii) 定期見直しによる入れ替え銘柄数は上限を3銘柄とする。ただし、定期見直しに近接して企業再編等により銘柄の入れ替えがある場合は、当該事象による入れ替え銘柄数を上限に含まない。

② 臨時入れ替えについて

- i) 臨時入れ替えは、除外対象事由の発生による構成銘柄からの除外を目的に実施するものであり、特例的に追加採用することを目的とした臨時入れ替えは行わない。

③ 一般事項について

「定期見直し」「臨時入れ替え」のいずれの場合も、銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とするが、やむをえない場合に、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を算出することがある。

この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更し、指数としての継続性を維持する。

3：計算方法

日経平均は構成銘柄の株価を「株価換算係数」で調整したうえで合計し、「除数」で割って算出する。

$$\text{各構成銘柄の採用株価} = \text{株価} \times \text{株価換算係数} (\ast)$$
$$\text{日経平均株価} = \frac{\text{構成銘柄の採用株価合計}}{\text{除数}}$$

(※) ただし、キャップ調整比率が設定されている銘柄については、「株価換算係数」に代えて「キャップ調整済み株価換算係数」を用いる。

(1) 株価

日経平均の算出に用いる各構成銘柄の株価は、東証の立会取引における値を以下の優先順で採用する。

① 特別気配、連続約定気配または臨時気配、② 現在値、③ 基準価格

なお、①を用いた場合は、当該気配が取り消されても次に有効な株価が生じるまではその値を用いる。②はクロージング・オークションにおける約定値を含む。

基準価格とは、権利落ち理論値、前日の特別気配、連続約定気配または臨時気配、前日の終値の優先順で採用された値のことで、通常は前日の日経平均の終値算出に用いた株価が該当する。ただし、株式分割などの権利落ち当日に、①、②に該当する値が存在しない場合は前日の終値算出に用いた株価をもとに計算した「権利落ち理論値」を用いる。当該権利落ちには「配当落ち」は含まない。

なお、企業再編に伴い上場廃止となる銘柄に代えて事業実態を継承する新規上場会社を上場日に採用する場合の当該銘柄の採用初日の基準価格は、上場廃止となる銘柄の最後の日経平均終値算出に用いた株価に統合比率等を勘案した値とする。

(2) 株価換算係数

株価換算係数は、指数の算出に用いる採用株価の水準を調整する数で、以下の通り設定・変更する。

① 株価換算係数の設定

日経平均に新規採用する銘柄の株価換算係数は、原則として1を設定する。ただし、基準日時点（1月末、7月末）で、当該銘柄の株価が日経平均構成銘柄の採用株価合計の1%を超えている場合は、1以外の値（0.1～0.9）を設定する。値は1%を超えない最大の値とし、刻みは0.1とする。

株価換算係数＝日経平均構成銘柄の採用株価合計×1%÷新規採用銘柄の株価

※株価は基準日時点、切り捨てで小数点以下第1位まで

新規採用する銘柄の1日平均売買代金が想定される組み入れウェイト（構成比率）と比べて相対的に少ない場合には、上述の方法で設定した株価換算係数を1/2（0.1刻みで切り上げ）にして採用することがある。この場合、次回の定期見直し時に当該銘柄の株価換算係数を予定した値に引き上げる。また、持ち株会社など新規上場が予定される銘柄を除外銘柄に代えて採用する場合には、移転比率等を勘案し1以外の値を設定することがある。

なお、基準日以降、入れ替えまでに株価が大幅に変動した場合は値を調整することがある。発表後の値を調整する場合は、入れ替え実施の5営業日前までに発表することを原則とす

る。

② 株価換算係数の変更

以下の場合には、株価換算係数を変更する。

- ・構成銘柄に大幅な株式分割、株式併合がある場合

対象銘柄の株価換算係数を変更することで、指数算出に用いる採用株価の水準が株式分割や株式併合の前後で変わらないように、その比率に応じて株価換算係数を調整する。ただし、株価換算係数の小数点以下桁数は1桁であるため、分割・併合の比率によっては端数が生じる可能性がある。こうした場合、分割・併合の前後で採用株価に差分が生じるため、この差分は除数で調整する。また、大幅な併合に対する調整の結果、株価換算係数が0.1未満になる場合には、最小値として0.1を設定する。この場合にも、併合の前後で採用株価に差分が生じるため、同様に除数で調整する。これらの場合は、事例発生の都度、変更実施の5営業日前までに発表することを原則とする。

なお、2001年10月の額面制度廃止までは、構成銘柄の株価を標準的な額面である50円の水準に調整していた。額面制度廃止以降は、廃止された額面制度を模したみなし額面を設定し、旧制度と同じく50円額面の水準にあわせて調整していた。株価換算係数の導入時（2021年10月1日）は、その時点の構成銘柄に対して設定されていたみなし額面を基準に、調整後の株価が原則として同じ値となるように設定した。

（3）キャップ調整比率

キャップ調整比率は、ウェートが一定の水準（「キャップ水準」）を超えた銘柄のウェートを一時的に引き下げるための数で、以下の通り設定・変更・解除する。

キャップ水準は導入時（2022年10月の定期見直し）「12%」、2023年10月の定期見直しから「11%」、2024年10月以降の定期見直しでは「10%」とする。

キャップ調整比率を設定した銘柄は、「株価換算係数」に代えて以下の式で計算する「キャップ調整済み株価換算係数」を用いて採用株価の調整を行う。

キャップ調整済み株価換算係数＝株価換算係数×キャップ調整比率

※切り捨てで小数点以下第1位まで

・定期見直しの基準日時点のウェートがキャップ水準を超えた銘柄について、当該定期見直しの適用日にキャップ調整比率を設定し、その値を0.9とする。すでにキャップ調整比率が設定されている場合は、同比率をさらに0.1引き下げる。ただし、変更の前後でキャップ調整済み株価換算係数に差分が生じない場合は、差分が生じるまでキャップ調整比率を0.1ずつ引き下げる。

・定期見直しの基準日時点のウェートが5%を下回った銘柄について、当該定期見直しの適用日からキャップ調整比率を0.1引き上げる。ただし、変更の前後でキャップ調整済み株価

換算係数に差分が生じない場合は、差分が生じるまでキャップ調整比率を 0.1 ずつ引き上げる。引き上げ後にキャップ調整比率が 1 となる場合は、当該銘柄のキャップ調整比率の設定を解除する。

・キャップ調整比率が設定されている構成銘柄に大幅な株式分割、株式併合があり、その比率に応じて株価換算係数を調整する場合は、当該分割または併合の前後でウェイトに差分が生じないキャップ調整済み株価換算係数となるようにキャップ調整比率を変更することを原則とする。なお、こうした変更を行った銘柄については、次のキャップ調整比率の変更の際、引き上げまたは引き下げの幅（通常は 0.1 刻み）を調整することがある。

・キャップ調整比率の設定・変更・解除は定期入れ替えの実施日に適用することを原則とするが、対象銘柄の流動性によっては複数回に分けて段階的にキャップ調整比率を設定・変更・解除することがある。

（４）除数

日経平均は、構成銘柄の株価に株価換算係数を乗じた採用株価を合計したうえで、「除数」で割って算出する。日経平均は基本的には単純平均の考え方に基づいており、当初は銘柄数が除数だった。その後、銘柄入れ替えなどで除数の値を修正することで指数としての連続性、継続性を維持している。

銘柄を入れ替えると分子にあたる株価合計が除外銘柄と採用銘柄の株価の差だけ変わる。そのままでは値動きがなくても、前日と当日の指数が市況変動以外の理由で異なる値になってしまう。こうした市況変動によらない不連続に対応するため、分母にあたる「除数」を修正することで指数としての連続性を維持する。

（除数修正のポイント）

- ① 通常は構成銘柄の採用株価合計を除数で割って日経平均を算出するが、特別な事象が発生した場合には、その都度分母の「除数」を修正することで連続性を維持する。
- ② 「除数」を修正する事象は以下の場合。
 - i) 構成銘柄の入れ替え
 - ii) 構成銘柄に市況変動によらない価格変動が生じる場合（株式分割や株式併合、有償増資など）
 - iii) 構成銘柄のキャップ調整比率の設定・変更・解除、ならびに 1 日平均売買代金が相対的に少ない銘柄の株価換算係数を予定した値に引き上げる場合

ただし、ii は、上記 3（２）②「株価換算係数の変更」のとおり、大幅な株式分割や株式併合などに対しては、当該「株価換算係数」を変更することで対応する場合があります、このうち分割・併合の前後で採用株価に差分が生じない場合には除数の修正を必要としない。

- ③ 除数の修正方法は次のとおり

$$\text{翌日の除数} = \text{当日の除数} \times \frac{\text{翌日構成銘柄の翌日用基準価格合計}}{\text{当日構成銘柄の当日終値採用価格合計}}$$

注) 価格は、株価換算係数による換算済みの価格。翌日とは、次の証券営業日。

当日終値採用価格＝当日の日経平均終値算出に使用した価格×当日の株価換算係数

翌日用基準価格＝翌日用の基準価格×翌日用の株価換算係数

なお、キャップ調整比率が設定されている銘柄については、「株価換算係数」に代えて「キャップ調整済み株価換算係数」を用いる。

④ 除数の修正は、算出結果を小数点以下 9 位で四捨五入し、小数点以下 8 位までとする。

(5) スピンオフ

構成銘柄の株主にスピンオフによって独立した会社の株式が割り当てられ、当該銘柄が短期間のうちに新規上場する場合、当該銘柄をスピンオフの権利落ち日から上場日まで一時的に指数の算出対象に加え、上場日の翌営業日に算出対象から外す。

一時的に算出対象に加える銘柄の株価は上場して有効な株価が生じるまでの間、公開価格または流通参考値段を用いる。株価換算係数はスピンオフ元の構成銘柄の株価換算係数にスピンオフの割当比率を勘案した値を設定する。

スピンオフ元の構成銘柄の権利落ちに合わせて調整するため、原則として権利落ち日の除数に修正は必要としないが、株価換算係数の設定が小数点以下第 1 位までのためスピンオフの割当比率によっては除数の修正を行う。上場日の翌営業日の除数は構成銘柄入れ替え同様に除数を修正することによって連続性を維持する。

(6) その他

- ① 算出日と算出時間帯：東京証券取引所の現物株式売買日の立会取引時間帯
- ② 算出間隔：5 秒間隔（2017 年 7 月 18 日から。2010 年 1 月 4 日から 2017 年 7 月 14 日まで）は 15 秒間隔。それ以前は 1 分間隔）。日々の始値は午前 9 時 00 分 05 秒現在。
- ③ 日経平均の値は、小数点以下 3 位（厘単位）を四捨五入し、小数点以下 2 桁（銭単位）までとする。
- ④ リアルタイム算出（当時は 1 分間隔）を開始した 1985 年 3 月 25 日（月）以降は、始値、高値、安値、終値の四本値がある。それ以前は終値のみ。

4：その他

(1) 利用許諾

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社（以下、日経という）によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日経は日経平均株価自体及び日経平均株価を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。日経平均株価を利用した先物・オプションなどの金融派生商品を提供したり、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す、又はデータ提供する場合などで日経平均株価を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要になる。

(2) 免責

株式会社日本経済新聞社（以下、日経という）は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、一切の責任を負わない。日経は、日経平均株価の計算方法、その他日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

日経平均株価は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

(3) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室
メール：index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 算出要領・変更履歴

2011 年 12 月 30 日版	初版
2017 年 7 月 18 日版	算出間隔の短縮（5 秒間隔）に伴い、「3：計算方法」の「(4) その他」を修正
2020 年 6 月 15 日版	・「2：銘柄の管理（3）臨時入れ替え」の「①対象事由」および「⑤入れ替えの実施時期」を変更。 ・「2：銘柄の管理（4）留意事項」の「③一般事項」の例示を一部削除。 ・「3：計算方法（2）みなし額面」の例示を変更。
2021 年 10 月 1 日版	・「2：銘柄の管理（4）留意事項」の「①定期入れ替えについて」ii) を変更（入れ替え銘柄数に上限を設定） ・「3：計算方法（2）みなし額面」を・「3：計算方法（2）株価換算係数」に全面差し替え ・「3：計算方法（3）除数」の「除数修正のポイント②」の「ただし」以降を修正。同様に、翌日基準価格の ii) を修正。 ・その他、みなし額面から株価換算係数への置き換え、関連する例示等を修正、削除。
2022 年 4 月 4 日版	・東証の市場区分変更にあわせて、全般的に「東証 1 部」を「東証プライム市場」に置き換え。 ・臨時入れ替えの対象事由に特設注意銘柄指定を追加することに伴い、「2：銘柄の管理（3）臨時入れ替え」の「①対象事由」および「⑤入れ替えの実施時期」を修正。
2022 年 7 月 19 日版	・「3：計算方法（3）除数」の「④除数の修正」の際の小数点以下桁数を変更。
2022 年 9 月 29 日版	・「2：銘柄の管理」の前文および「(2) 定期見直し」を修正（定期見直しを年 2 回に変更）。 ・「2：銘柄の管理（2）定期見直し ①市場流動性の計測」を修正（市場流動性を測定する指標を「売買代金当たりの価格変動率」に変更） ・「3：計算方法（3）キャップ調整比率」を新設。以降の項番を順次繰り下げ。 ・「3：計算方法（4）除数 ②「除数」を修正する事象」に iii) を追加。あわせて関連する記述を修正。
2023 年 10 月 2 日版	・「2：銘柄の管理（3）臨時入れ替え⑤入れ換え実施時期」に、新規上場会社を採用する場合について追記。 ・「3：計算方法（1）株価」に、新規上場会社を上場日に採用する

	場合の基準価格の取り扱いについて追記。 ・「３：計算方法（２）株価換算係数①株価換算係数の設定」に、分割採用の際の取り扱いについて追記。 ・「３：計算方法（４）除数」の（除数修正のポイント）iii）に、分割採用の際の取り扱いについて追記。
2024 年 11 月 5 日版	・「３：計算方法（１）株価」に、臨時気配の取り扱いを追記し、関連する記述を修正。
2025 年 7 月 24 日版	・「３：計算方法（５）スピンオフ」を新設。以降の項番を順次繰り下げ。
2026 年 10 月 1 日版	・「２：銘柄の管理（２）定期見直し③セクターバランスによる採用・除外」のセクターに「情報通信」を新設。 ・「２：銘柄の管理（２）定期見直し④同一セクター内での採用・除外」を新設。以降の項番を順次繰り下げ。